

障害者の差別禁止と社会参加実現を検討してきた「国連特別委員会」は、八月二五日草案に基本合意した。これは障害者の権利保護に焦点をあわせた初の国際条約となる。条約は各国に対し「障害者が健常者と同等の権利を得られるよう立法措置をとることを義務付け、教育、就職結婚などでの差別全廃を謳っている」。条約は二〇カ国以上が批准(署名)した時点で発効する。日本を含めた関係国は年内にも国連総会での採択を目指すことになった。

この条約は憲法と国内法の間位置することとなり、締結国が国内で監視機構を設置することと同時に、国際的な監視機構も設けられることとなる。

これらの国際的な流れと逆行して、日本では障害者の権利条項が憲法改正の動きと連動して、恣意的に変えられようとしている。

現在憲法9条改変に対する、草の根の反対運動が全国で起きているが、社会保障分野の根拠法令である憲法25条(生存権の保障)の改悪も着々と進んでいる。その証左として、自民党「憲法改正草案大綱」や日本経済新聞、読売新聞、などの提言などの中で25条の改変を示唆する発言が頻出している。その内容として「自助と連帯の義務を果たせない存在への劣等処遇」や「自由競争秩序維持のための社会福祉の否定と社会保険の一層の私保険化」などが提唱されている。

「権利概念」をカテゴライズすると、大きく分けて「社会権」と「市民権」に分けられる。「市民権」とは、居住の自由、学問の自由、移動の自由など「財力・能力」を有しているなどの「条件付権利」によって構成されるセクターである。一方憲法25条で規定される「生存権」などは、生を受けた瞬間に付与される「無条件権利」といわれるセクターに分類される。

社会福祉は戦後一貫して「社会権」として規定され、「無差別平等・必要十分・公的責任」三原則の基に運用されてきた。しかし支援費制度とともに導入された「契約利用制度」。さらに障害者自立支援法によってもたらされた「応益負担制度」によって、障害福祉サービスが「条件付権利」としての「市民権」の範疇に割り込んできた。アメリカ経済の圧力によって進出した「新自由主義」の価値観が席卷している現代社会において、社会福祉が「等価交換」によってもたらされるサービスに限定され、さらにそれがナショナルミニマム(最低限の文化的生活)の低下現象の促進に拍車をかけている現状がある。「障害者の権利条約」を批准し発効を目前にしている現在、「障害者自立支援法」に述べられている障害者の権利規定が、貧困で時代に逆行していることを、今一度確認しておきたい。

文責 はやしもりお